

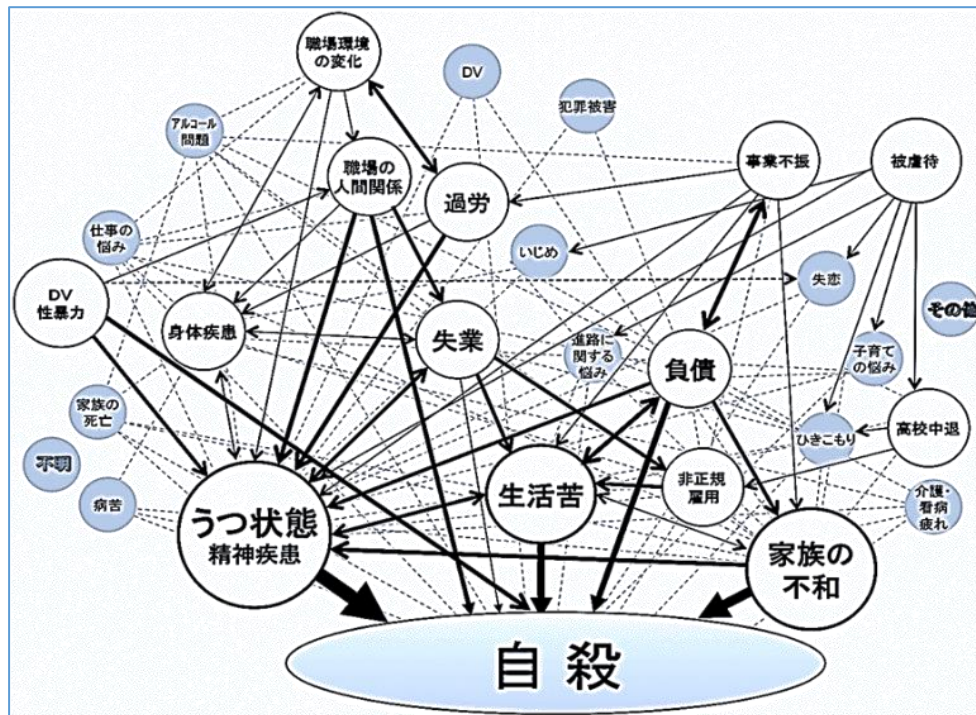
入間市自殺対策計画【概要版】

平成31～35年度（2019～2023年度）



計画の基本理念

『誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現』



※出典 NPO 法人ライフリンク「自殺の危機経路」

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、さまざまな社会的要因があることが知られており、その多くは防ぐことのできる社会的な問題です。市では、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことで、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、1998年（平成10年）に初めて年間3万人を超え、以後高止まりの状態が続いていましたが、国を挙げて様々な取り組みを行った結果、近年は減少傾向にあります。しかし、平成28年時点で2万1,000人以上の方が自殺により亡くなっており、自殺対策は国としてなお取り組むべき大きな課題となっています。平成28年4月には、自殺対策基本法が改正され、自殺対策は「生きることの包括的な支援」として実施していくことが明記されました。

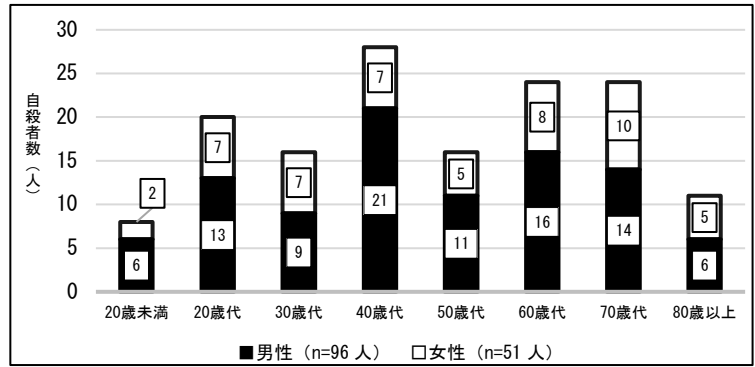
市では平成21年度から「入間市自殺対策庁内連絡会議」を設置し、自殺対策に取り組んできたところですが、市民、行政、関係機関・団体との連携を強化し、より効果的かつ地域の実情に応じたきめ細やかな対策を推進するため、平成31年度から5か年を推進期間とする「入間市自殺対策計画」を策定しました。

入間市の自殺の現状

◆性別・年代別自殺者数

(平成 24 年～28 年合計)

男性の自殺者数は女性の 1.8 倍となっています。また、男性では 40 歳代が最も多く、女性では 70 歳代が最も多くなっています。

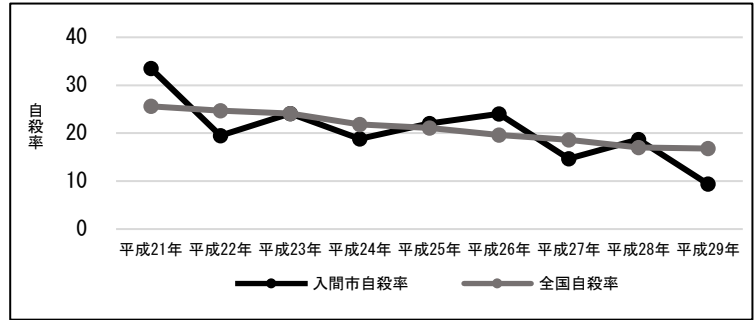


※出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より入間市作成

◆自殺率の推移：全国との比較

(平成 21 年～29 年)

人口 10 万人当たりの自殺者数を表す自殺死亡率（以下「自殺率」という。）は、全国と同じような水準で推移しています。



※出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺対策実態プロファイル（2017）」

計画の数値目標

◆全体目標

**『平成 35 年（2023 年）までに
自殺率を 11.6 以下にすることを目指します』**

【目標の算出根拠】

大綱における国の数値目標は、「平成 38 年（2026 年）までに平成 27 年の自殺率 18.5 と比べて 30%以上減少させる（13.0 以下にする）」ことを目標としており、市も国と同様に、平成 27 年の自殺率 14.7 を平成 38 年（2026 年）までに 30%以上減少させることを目指します。

なお、市の自殺率は、年ごとの変動が大きいため、5 年間の平均値で評価することとします。

◆成果目標

自殺の発生状況は経済情勢や雇用環境などの影響も大きく受けることから、本計画では自殺率のみではなく、「第 3 次健康いるま 2 1 計画」における部門別取り組み「休養・こころの健康」「地域づくり」と連動した「成果目標」を掲げます。

指標	現状値	目標
	平成 29 年度	平成 35 年度
楽しみや生きがいを持っている人の割合	74.0%	80.0%以上
ストレスの「解消法がない」人の割合	5.2%	5.0%以下
睡眠により休養を十分にとれていない人の割合	16.2%	13.0%以下
睡眠を助けるために週に 1 回以上飲酒をする人の割合	26.1%	18.5%以下
地域でお互いに助け合っていると思う市民の割合	37.8%	65.0%以上

※出典 入間市市民健康実態調査（平成 29 年度）

基本施策

1 市民一人ひとりの気づきと見守りの促進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る」ことですが、危機に陥った場合には誰かに支援を求めることが適切であるということが、社会全体の共通認識となるように普及啓発を行います。

- (1) 生きる支援についての知識の普及・啓発
- (2) 市民向け講演会・イベント等の開催
- (3) メディアを活用した啓発

2 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うことが必要です。そのため、さまざまな分野において「生きることの促進要因への支援」を推進していきます。

- (1) 相談窓口の充実
- (2) 居場所づくり
- (3) 子育て支援の充実
- (4) 高齢者支援の充実

3 自殺対策を支える人材育成の強化

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える自殺リスクの高い人に早期に気づき、対応することができるような人材を育成します。

- (1) さまざまな職種を対象とする人材育成
- (2) 市民を対象とした人材育成
- (3) 学校教育の場における人材育成

4 地域におけるネットワークの強化

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、さまざまな組織や団体が緊密に連携し、多くの施策を推進していきます。

◆人権、DV、いじめ、自殺等対策の連絡（連携）会議の実施

5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒のSOSの出し方に関する教育については、「生きることの包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられること」と「身近にいる大人がそれを受け止め、適切な支援ができるようにすること」を目標として実施していきます。

◆命の教育や育児体験等

重点施策

1 高齢者への対策

高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいことから、地域包括ケアシステムなどの施策と連動した事業を展開していきます。

2 生活困窮者への対策

生活困窮の背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、介護、多重債務、労働などの多様な問題を複合的に抱えることが多く、自殺リスクの高い傾向があります。そのため、関係部署が連携しながら、包括的な生きる支援を図ります。

3 勤務・経営対策

勤務・経営対策は、勤務環境、労働環境の多様化に対応できるよう、職場におけるメンタルヘルス、ハラスメント防止対策、長時間労働の是正などの観点から労働者及び経営者に対し各種相談事業、研修等を行います。

相談窓口

相談内容	相談先	電話番号	受付時間
心身の健康の相談	地域保健課	04-2966-5513	月～土 8:30～17:15
こころの相談など	県狭山保健所	04-2954-6212	月～金 8:30～17:15
つらい気持ち電話相談	埼玉いのちの電話	048-645-4343	365日 24時間
生活上の問題・法律・人権相談など	市役所市民相談室	04-2964-1111 ※一部予約制	月～金 8:30～17:15
契約トラブルや多重債務などの相談	市役所消費生活センター	04-2963-5199	月～金 9:30～12:00/ 13:00～16:30
内職相談	市役所内職相談室	04-2962-9272	月・火・木・金 9:00～12:00/ 13:00～16:00
職業相談	入間市ふるさとハローワーク	04-2962-8609	月～金 10:00～17:00
女性の悩みごと電話相談	男女共同参画推進センター	04-2964-2545	水 10:00～12:00/ 13:00～15:00
女性の悩みごと面接相談	男女共同参画推進センター	04-2964-2561 ※電話予約	月・金 10:00～12:00/ 13:00～15:00
女性のための法律相談	男女共同参画推進センター	04-2964-2561 ※電話予約	第3水(4・8月除く) 13:15～16:45
性的マイノリティのための悩みごと相談	男女共同参画推進センター 市役所市民相談室	04-2964-2545 04-2964-1111	月～金 8:30～17:00
家庭児童相談	市役所こども支援課	04-2964-1111	月～金 9:00～16:00
いじめ・不登校等の相談	入間市教育センター	04-2964-7830	月～金 9:00～16:00
高齢者福祉サービスの相談	市役所高齢者支援課	04-2964-1111	月～金 8:30～17:15
介護保険制度・介護予防事業の相談	市役所介護保険課	04-2964-1111	月～金 8:30～17:15
障害者福祉制度の相談	市役所障害者支援課	04-2964-1111	月～金 8:30～17:15

【発行】 平成31年3月

【編集】 入間市 健康推進部 地域保健課

【お問い合わせ】 TEL 04-2966-5513 FAX 04-2966-5514

Email ir372000@city.iruma.lg.jp